2025年（令和７年）４月１日 発行

公益社団法人 備前市シルバー人材センターだより

シルバーびぜん

第20号

基本理念／自主・自立・共働・共助

ボランティア活動 in 備前市チオビタ運動公園

主 な 内 容

- 理事長ご挨拶、ボランティア活動、ふれあい福祉まつり、剪定講習会 …2
- 新しい契約方式へ移行 …3・4
- おまかせください …5
- 会員募集中、お仕事募集中 …6

編集／発行
公益社団法人
備前市シルバー人材センター
〒705-0001
備前市伊部1776-1
TEL 0869-64-3038
FAX 0869-64-3037
E-mail:bizen@sjc.ne.jp
URL http://www.sjc.ne.jp/bizen/

新年度に向けてのごあいさつ
お仕事を受ける際の契約方式が変わります

理事長
寺﨑　守

春暖の候　皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、備前市シルバー人材センターの事業運営に力強いご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年九月の総務省の発表に、六五歳以上の高齢者人口は、前年より二万人多い三六二五万人となり、総人口に占める割合は二九・三%だそうです。更に団塊の世代が年内には後期高齢者となり二〇二五年問題はいよいよ本格化し、年金、医療・介護、人手不足などの諸問題が加速するでしょうし、地方では、過疎化の中での社会の在り方や労働力の確保が増々大きな課題となることでしょう。

このような状況下でシルバー人材センターは、経験豊かな高齢者の皆様が、その培った知識や技能を活かし、地域社会の一員として活躍できる貴重な場としての重要性が増しております。私たちシルバー人材センターは、「生きがいの創出」と「地域貢献」の両立を目指し、シニア世代が生き生きと自他共に満足しうる環境づくりに取り組んでまいりました。また、同時に就業機会の拡充、多様な働き方への対応、安全就業の徹底等、心身ともに楽しく活動できる環境整備を続けているところです。

その中で、昨年十一月に施行された特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律に規定される「フリーランス」にシルバーの会員が該当することとなり、この法律の趣旨に沿うため本年四月から、お仕事をお受けする際の契約方式を見直すこととなりました。シルバー事業を適法に実施するためのやむを得ない対応ですので、何卒ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

コロナ禍以降の会員減少にもようやく歯止めがかかり、会員拡大への努力により増加の兆しも見えてきました。引き続き、地域や行政とのつながりを強化し、協力することで地域の課題に応えていきたいと考えております。

本年度も備前市をはじめ関係皆様方のご指導、ご支援をお願い申し上げるとともに、皆様のご健康とご活躍をお祈りして、ご挨拶とさせていただきます。

「ボランティア活動」

二月二日、地域社会へ貢献するため、今年も久々井の備前市チオビタ運動公園で、ボランティア活動を行いました。

会員・職員あわせて三十四名の参加により、落ち葉かき・樹木の剪定・草刈の作業を行いました。

普段は一緒に作業しない会員同士の親睦も深まり、三時間弱、気持ちの良い汗を流しました。

「ふれあい福祉まつり」

昨年十一月九日、備前市市民ふれあい福祉まつりが開催され、昨年好評だった「竹トンボ作り」を行いました。

ボランティアの先生が大量に竹トンボを作ってきてくださり、小さい子供から高齢者まで、思い思いのデザインで仕上げていきました。

有志の会員さんが飛ばし方の指導もし、シルバー人材センターのPRに一役かってくれました。

「剪定講習会」

当センター主催の剪定講習会を備前市チオビタ運動公園ほかで一月二十三日～二十五日の三日間の日程で行いました。

初日、二日目は剪定の基礎知識や安全の心得を学習した後、陸上競技場で松剪定の実技講習を行い、三日目は備前浄化センターに移り、ウバメガシほか庭木の剪定実技講習を行いました。

初参加の会員も多数あり、講師の指導のもとベテラン会員からのアドバイスも受けながら、各自の剪定技術習得を目指した有意義な剪定講習会になりました。

備前市シルバー人材センターは　フリーランス法への対応のため
令和7年4月から　新しい契約方式へ移行します

フリーランス法の目的

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」）が令和６年11月１日から施行されました。

この法律は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されたもので、フリーランスの方と企業などの事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

フリーランス法
令和６年11月１日施行
フリーランスが
安心して働ける環境を整備
取引の適正化　就業環境の整備

フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指しており、請負・委任の仕事をするシルバーの会員もこれに該当するとされたことにより、センターは、会員がフリーランス法の下で安心して就業できる環境を整備しなければならないこととなりました。

フリーランス法に適応するよう　新しい契約方式へ移行します

この法律では、役務の提供を実際に行う会員と、それを受けるお客様（本来の発注者）との間に直接的な契約関係が生じるようにしなければなりません。

しかし、現行の契約方式は、お客様がセンターへ①業務委託し、センターは会員へ②再委託するという二段階の契約方式となっており、会員とお客様との間には契約関係は発生せず、フリーランス法に適応できていません。（イメージ図；上／見直し前）

厚生労働省からも法の趣旨に沿う契約方式への見直しを行うよう方針が提示されおり、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようにするため、令和７年４月から三者間の包括契約による新しい契約方式に移行することとなりました。（イメージ図；下／見直し後）

見直しのイメージ図

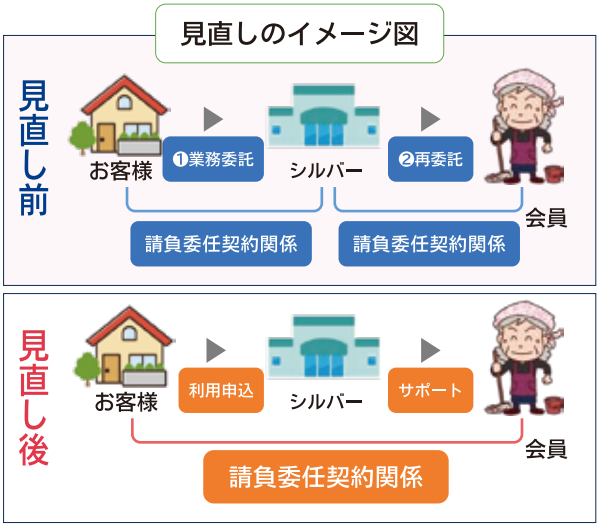

三者間の包括契約について

新しい契約の方式は、三者間の包括契約という方式で、これまでお客様から業務を一式でお請けしていたものを、４月からは、次の二つの内訳でお請けすることになります。

①	お客様からの会員への仕事の依頼・作業料の支払等をセンター経由で行い、センターがお客様と作業内容等諸事を調整のうえ会員とのマッチングを行うこと
②	会員がお客様とセンターとの間で合意した作業に就業すること

また、お客様からのご依頼に際しては、①について **利用規約**、②について **会員業務就業規約** という定型約款（基本的なルールを定めたもの）に同意をいただいた上でご依頼をいただくこととなります。

お仕事のご依頼を受ける際は、備前市シルバー人材センターの **利用規約** 並びに **会員業務就業規約** に同意をいただいたものとしてお受けさせていただきます。

※ 利用規約・会員業務就業規約は、センターのホームページからご確認いただけます。

ホームページへはこちらから

新契約方法での ご依頼から業務終了（お支払い）まで

４月以降は、利用規約、会員業務就業規約に同意のうえで、ご依頼をお受けすることになります。
また、センター利用契約をお願いすることになりますが、事業所（従業員あり）のお客様は書面で、個人（一般家庭）のお客様は口頭によりお願いします。
その他の手続きでは、大きな変更はありません。概要は、次のとおりです。

	変　更　後　の　内　容
【新】 ご依頼の準備	**利用規約・会員業務就業規約への同意をお願いします。** センターの利用規約・会員業務就業規約は定型約款の扱いです。 ホームページでご確認いただけます。
お仕事のご依頼・受注	手続きは、これまでと変更ありません。 センターは、ご依頼の仕事の内容等をお伺いし、料金の見積り、業務仕様などを調製します。 仕事内容等について、お客様と合意ができた場合に受注となります。
【新】 センター利用契約の締結	**センター利用契約をお願いします。** 受注により、センターを利用して会員に業務委託することの内容を定めた契約をお願いします。 なお、個人(一般家庭)のお客様とは口頭で、事業所等のお客様とは書面での契約となります。 センターは、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担います。 利用契約は、準委任の契約関係のため印紙税法の対象外です。（収入印紙は不要）
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容ですが **全てセンターが対応しますので、お客様の作業は発生しません。** 就業条件の明示はフリーランス法に基づくもので、センターが業務仕様に基づき「会員業務仕様書」を作成してマッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなっています。
【新】 業務委託料（利用料金）の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、業務委託料(利用料金)は、センター分の業務委託料と会員分の業務委託料に分かれた内訳となります。 一括してセンターから１枚の請求書によりご請求いたします。
【新】 適格請求書と非適格請求書	請求書は、適格請求書部分と非適格請求書部分とに分かれた内訳となります。 変更点は、センター分の業務委託料は適格請求書として発行できますが、会員分の業務委託料は適格請求書の発行ができません。 会員は、消費税の免税事業者ですので、適格請求書の発行ができません。
業務委託料（利用料金）のお支払い	手続きは、これまでと変更ありません。 お客様の手続きは変わりません。所定の銀行口座への振り込みによりお支払をお願いします。

契約方法の見直し後におきましても これまでどおり、お客様が安心してセンターをご利用いただけますよう、引き続き変わらぬサービスの提供に努めますので、よろしくお願いいたします。

シルバーにおまかせください

シルバー人材センター（愛称 生き活きセンター）

チエフクロー

みなさまのお役に立ちます!!

高齢者世帯やひとり暮らしの世帯に強い味方です。

シルバー人材センターでは、豊かな知識と経験を持った人材が、さまざまな仕事をお引き受けしています。

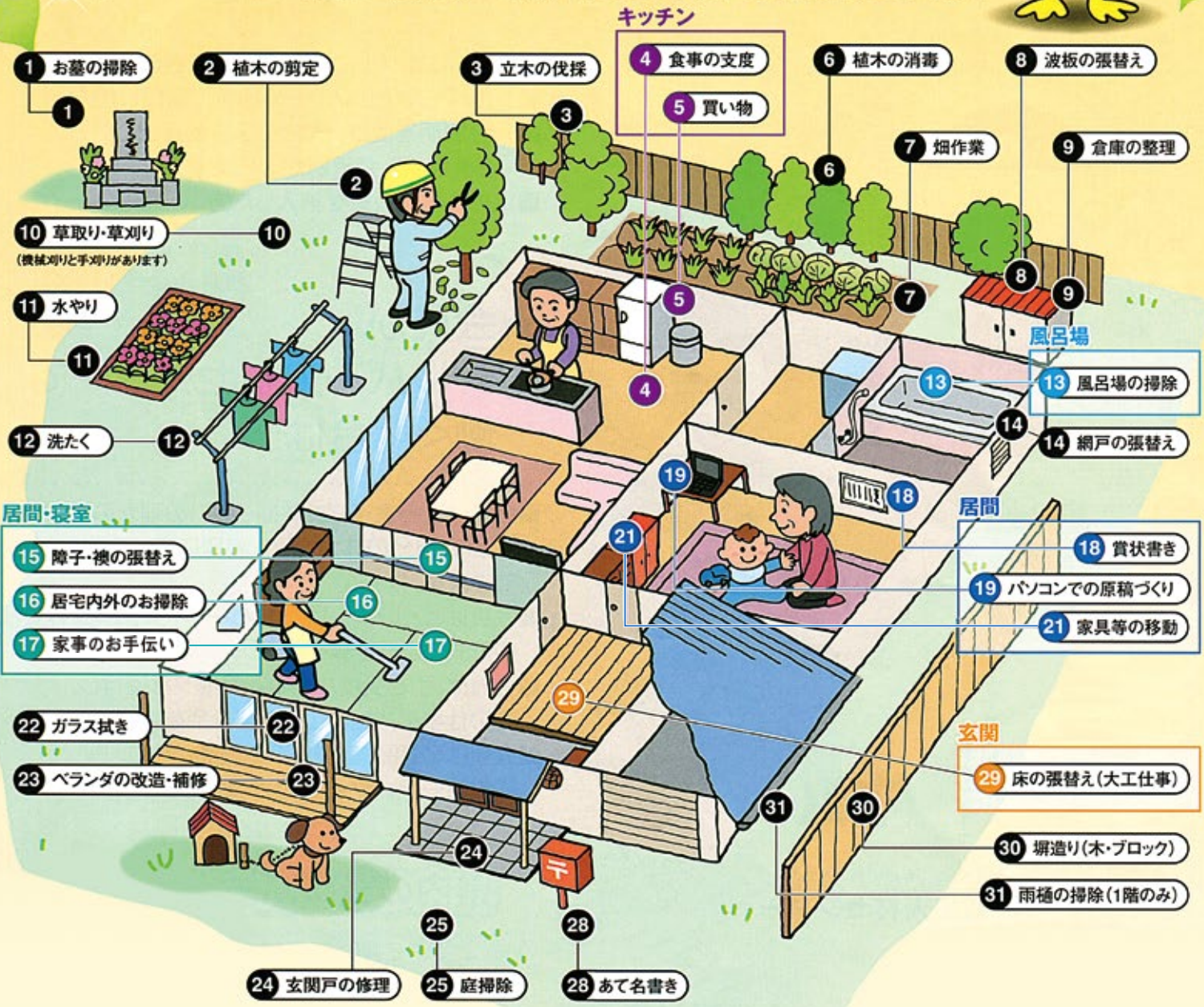

◆ お願い ◆

会員はすべて高齢者ですので、力のいる仕事や高い場所での作業など、危険な仕事についてはお断りをさせていただく場合がありますのでご了承下さい。

- お仕事の依頼・ご相談等はお気軽に事務局までご連絡ください。
  【 連絡先電話 0869-64-3038 】
- 代金のお支払いは、作業後に請求書を送付いたしますので、その後に、下記のいずれかの方法でお支払いください。
  ① センターの事務所へ持って行って支払う。 ② 金融機関へ振り込む。
  ※ 振込先の金融機関・口座番号等は、請求書に記載していますのでご確認ください。

会員募集中!!

シルバー人材センターは、地域での就業やボランティア活動を通じて、高年齢者の社会参加・社会貢献することを目的としています。
健康維持にも役立ち、いつまでも元気でいられる！
また、就業以外にも楽しい親睦活動などもあります。
さあ！みなさんも、私たちの仲間になって、体を動かし、頭も使いましょう。地域のためにシルバーパワーを活かしましょう。

会員になるには

- 備前市に居住する、原則として60歳以上の健康な方
- 定年退職者等の現役をリタイアし、他で働いておられない方
- 自らの生きがいを持って、社会貢献を希望する方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同し、その事業を理解する方
- 入会説明会を受け、入会申込書を提出し、理事会で承認された方
- 定められた会費を納入した方（毎年納めていただきます）

たくさんの出会いと生きがいが、あなたを待っています。

入会説明会　日程

4月9日㈬・23日㈬
5月7日㈬・21日㈬
6月4日㈬・18日㈬

10時から

（会場）
備前市伊部1776-1
備前市シルバー人材センター

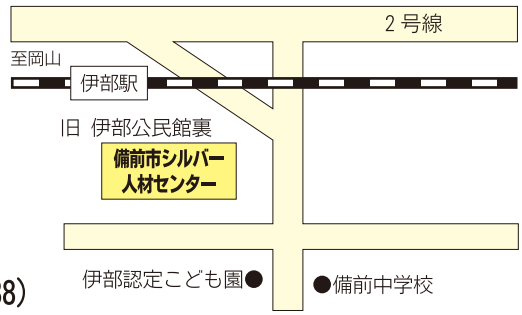

※準備の都合上、前日までにお申込みください（TEL 64−3038）

お仕事募集中!!

高年齢者にふさわしいお仕事を、お待ちしております。

- 草取り、草刈り、屋外清掃
- 植木の剪定
- 簡単な大工仕事
- 襖・障子・網戸の張替え
- 催物準備・片付け
- 施設管理、公園清掃、駐輪場管理
- 賞状書き・宛名書き等筆耕
- 福祉･家事援助（屋内清掃・洗濯・話し相手等）

シルバー派遣事業も行っています

派遣登録会員は、シルバー人材センターと雇用契約を結び、月に10日程度以内または週に20時間程度以内の範囲で、派遣先である企業などの指揮命令によって働きます。長年培った豊かな経験・知識・専門技術を活かすことができます。